

## 電気料金の支払い遅延の発生について

### 1 主旨

電気料金の支払い遅延が発生したので報告する。

### 2 概要

区立学校の電気料金は施設計画課が取りまとめて支払いを行っているところ、区立学校1校分の令和8年3月分電気料金809,178円について、期限内に支払処理が完了していないことが判明した。

支払いの遅延が判明した後、速やかに支出処理を行い、令和8年4月20日に相手方への支払いを完了した。

なお、相手方より延滞利息は請求しないとの意向が示されたことから、延滞利息の支払いは要していない。

また、相手方の要望により、会社名の掲載を差し控えることとする。

### 3 経過

令和8年4月14日、当課職員から、請求日が令和8年3月11日付の請求書に係る支払い手続きが未了であったとの報告を受けた。その後、速やかに相手方に対し謝罪を行うとともに、支払予定日が同年4月20日になる旨を説明した。相手方からは、今後の対応について社内で検討の上、翌日に連絡する旨の回答を受けた。

翌4月15日、相手方から、電気需給約款第24条(1)では「お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。」となっており、本件に限り、通常どおりの電気料金の支払いを行うことを条件として、延滞利息は請求しない旨の連絡を受けた。

参考：延滞利息が発生していた場合、計算上では2,216円

### 4 発生の原因

本件は当該年度における最後の支払いに当たるものであったため、複数の別案件について並行して処理を進めていたことから、本案件についても処理が完了しているものと認識しており、その結果、未処理であることの把握が遅れた。

### 5 今後の再発防止策

本事案の発生を踏まえ、支出に係る事務手続き及び適切な処理手順について、改めて課内で確認を行い、職員に対し注意喚起を徹底した。また、請求書を受領してから支出に至るまでの事務について、その進捗状況を課内で把握・共有できる体制を整備し、担当者以外の職員においても請求処理の進捗状況を確認できるよう運用を徹底することで、同様の事務ミスの再発防止を図る。